平成２３年（フ）第１９９８号
横浜市緑区台村町417番地角田孝二方
債務者　田上　君江
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０９０号
横浜市神奈川区白幡東町11番８号　サンハイツ201号
債務者　岩井麻衣子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０９２号
神奈川県茅ヶ崎市美住町７番２号　キャトルセゾン102号
債務者　進藤　　毅
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０９４号
横浜市神奈川区西寺尾３丁目11番40号　サニーハイツⅠ―102号
債務者　佐和田幸夫
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８８号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目13番76号　パインコート105号
債務者　安川　洋生
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５３２号
栃木県鹿沼市千渡1866番地　市川貸家
債務者　平塚　文男
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第９８号
栃木県小山市大字喜沢1173番地１　Ｋハピネス106号室、従前の住所栃木県宇都宮市竹林町98番地１　レオパレス陽菜ハイツ210
債務者　松本　　悟
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第５４１号
栃木県下野市下長田401番地４
債務者　大竹　泰弘
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９２５号
神奈川県大和市桜森３丁目４番19―504号
債務者　三宅　伸之
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９９３号
横浜市旭区笹野台３丁目49番３号　アネックス山川106
債務者　白土　俊男
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０５７号
横浜市青葉区千草台45番地34
債務者　大原ミツ子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９９号
岡山市北区久米152番地　サングリーンハイツⅥ１―１
債務者　青木　和久
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３５号
岡山市北区表町３丁目６番21号４Ｆ
債務者　土肥　健治
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５３号
岡山市北区西花尻1324番地８　西花尻アパート101号
債務者　三原　和代
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９２号
東京都東大和市立野１丁目1073番地の１にしきビル301
債務者　小山内幸男
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部